

令和元年第3回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年6月11日(火) 午後1時30分から午後3時11分

2. 開催場所 人権交流プラザ2階研修室

3. 出席委員 (23名)

会 長	3 番	濱 田 香	会長職務代理者	9 番	田 淵 緑
委 員	1 番	家 根 宗 継	委 員	1 4 番	香 川 惠
〃	2 番	川 上 信 温	〃	1 5 番	山 口 三 子 夫
〃	4 番	谷 口 伸 樹	〃	1 6 番	福 田 淳 一 郎
〃	5 番	小 林 一	〃	1 7 番	加 藤 藤 修
〃	6 番	大 西 淳	〃	1 8 番	柳 田 和 廣 美
〃	7 番	石 谷 隆 二	〃	1 9 番	田 中 安 重 修 美
〃	8 番	山 田 準 二	〃	2 1 番	福 砂 重 修 美
〃	1 0 番	建 部 憲 二	〃	2 2 番	川 田 重 雄
〃	1 1 番	小 林 勉	〃	2 3 番	福 安 和 収
〃	1 2 番	猪 口 実 司	〃	2 4 番	
〃	1 3 番	岩 永 正 司			

4. 欠席委員 (1名)
委 員 20番 村 田 幸 範

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：14名)

邑美	有 本 知 勝	邑美	下 田 義 男
邑美	山 根 昌 博	せんだい	森 尾 一 由
高草	佐 藤 徳 太 郎	高草	依 藤 利 彰
高草	民 谷 富 男	高草	依 谷 口 一 俊
湖東	河 崎 正 顯	河原町	藤 田 孝 信
気高町	藤 本 武 夫	気高町	浜 田 康 夫
鹿野町	山 本 正 毅	鹿野町	原 田 一

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 15 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 16 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 17 号	非農地証明について
議案第 18 号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 19 号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

8. 会議内容

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第3回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在23名の出席ですので、会議は成立しております。次に、議事録署名委員には、11番 小林勉委員、12番 猪口委員を指名します。</p>
事務局	<p>では、議事に入ります。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。整理番号17番につきましては、馬場地内の田 1,081㎡を売買により所有権移転するものです。申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は478アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
下田委員	<p>現況は水田として利用されております。譲受人の所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	<p>担当農業委員は欠席ですので、審議に入ります。質疑・意見はございませんか。（質疑・意見なし）</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。整理番号17番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号18番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号18番につきましては、鹿野町水谷地内の田 453㎡を売買により所有権移転するものです。申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は132アールとなり、要件を満たしております。</p>

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われず。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

原田委員 農業委員と現地確認しました。申請地は、田として利用されています。譲渡人が高齢のため譲受人に売買するもので、所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号18番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なし）

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号19番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号19番につきましては、中大路地内の田 2,624㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われず。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われず。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は180アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われず。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

山根委員 事務局と現地確認しました。現況は田として利用されております。生産組合もあり、今後も効率的に耕作される計画ですので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 担当農業委員は欠席ですので、審議に入ります。
質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号19番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なし）

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号20番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>整理番号20番につきましては、気高町常松地内の田 84㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は127アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
藤本委員	農業委員と現地確認しました。申請地は、鳥取西道路の残地部分で、譲受人所有の農地の隣接地となっていることから、取得後も効率的に耕作される計画があり、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号20番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第16号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号6番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、杉崎地内の田1筆、430㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に隣接する区域内農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有本委員	6月6日に担当農業委員と現地確認しました。賃借人である会社の従業員が増えたため、駐車場にしたいとの転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
岩永委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

	整理番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号7番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号7番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、気高町新町一丁目地内の畑1筆、210㎡です。農地区分は、第3種農地、土地区画整理事業施行区域内の農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
浜辺委員	申請人は、新しい家を建てたいということでした。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
田中和委員	6月8日に担当推進委員と現地確認して、転用することに問題ないと判断しました。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号8番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号8番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、大塚地内の田1筆、856㎡のうち568㎡です。農地区分は、第1種農地、農業公共投資の対象農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
民谷委員	5月31日に担当農業委員と現地確認しました。この用地は、4月11日の総会で農業振興地域除外申請があった農地です。申請人の貸人と借人は、親子の関係です。息子さん在地元に戻って住宅を建築したいということで、将来は、親父さんの後を継いで農業をする予定です。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号9番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号9番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。

申請地は、菖蒲地内の田1筆、454㎡です。農地区分は、第1種農地、農業公共投資の対象農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。
申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

依藤委員 6月8日に担当農業委員と現地確認しました。また、貸人にもお会いして確認しました。この申請地は、分家住宅として申請されております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

家根委員 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
では議案第17号「非農地証明について」を議題とします。整理番号33番は整理番号34番、35番および36番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第17号非農地証明について説明します。
整理番号33番の申請地は、中村地内の畑1筆、522㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号34番の申請地は、中村地内の畑2筆、合計354㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号35番の申請地は、中村地内の畑1筆、347㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号36番の申請地は、中村地内の畑1筆、115㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

谷口彰委員 6月4日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、孟宗竹が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

家根委員 担当推進委員の報告のとおりであり、先月に申請のあった案件と同じ区域になりますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号33番、34番、35番および36番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号37番は整理番号38番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号37番の申請地は、松上地内の畑1筆、360㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
整理番号38番の申請地は、松上地内の畑4筆、合計503㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

佐藤委員	5月30日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、竹が繁茂し、山林化しておりました。山裾に位置しているため、長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地周辺も山林化しているため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号37番および38番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号39番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号39番の申請地は、中村地内の畑1筆、2,081㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷口彰委員	6月4日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、竹が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
家根委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号39番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号40番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号40番の申請地は、上砂見地内の田1筆、畑4筆、合計533.55㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため自然潰廃および人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
森尾委員	6月6日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑草が繁茂し原野化しており、一部は駐車場として利用されておりました。申請人は既に転居しており、営農意思は全くありませんが、申請地は住宅に囲まれているため、最低限の維持管理だけがなされておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地および人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
大西委員	担当推進委員の報告のとおりであり、日当たり等の営農条件も悪いため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号40番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

続きまして整理番号41番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号41番の申請地は、河原町北村地内の田1筆、畑1筆、合計1,622㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

藤田委員 6月6日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、植林されており、山林化しておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

田淵委員 担当推進委員の報告のとおりであり、申請地の田については進入路も無いため、承認することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号41番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号42番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号42番の申請地は、鹿野町鷲峰地内の畑1筆、502㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

山本正委員 5月30日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、灌木が繁茂し、原野化しておりました。イノシシの被害もあり、長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号42番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号43番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号43番の申請地は、賀露町北一丁目地内の畑1筆、81㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

河崎委員 5月30日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、整地され、駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員 担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

	整理番号43番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第18号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第18号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和元年6月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規62件、更新49件、合計111件で、面積は、田497,552㎡、畑18,834㎡、その他11,773㎡、合計528,159㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権87件、使用貸借による権利24件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第19号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第19号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田410,116㎡、畑5,542㎡。権利種別の内訳は、賃借権192件、使用貸借による権利12件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
	報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議 長	その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)
議 長	それでは、検討事項に移りたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局	<p>1. 令和元年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施手順について、実施手順というものをお手元にお配りしています。ホッチキスで止めた10枚くらいの資料になります。こちらにつきましては例年同じものをお配りさせていただいています。この度、年度を変えたもので令和元年度の実施手順をお配りさせていただいております。</p> <p>今回、農業委員会の体制になりましてから、3回目の農地パトロールの実施となります。実施時期につきましては、去年、一昨年と同様で7月から10月で農地の方の現地をパトロールをしていただくということで予定をさせていただいています。</p> <p>あくまでも農地パトロールにつきましては、鳥取市管内の農地すべての状況を調査していただくとなっておりますので、必ず農地全域を見ていただくこととなります。7月から10月の4カ月間設けてはいますが、それぞれの区域毎にお集まりいただき、昨年と同様に今年の資料の配布と併せて、現地での目合わせをするため事務局も出向かせていただきます。</p> <p>資料の一番最後に農地パトロールスケジュールで7月と8月とカレンダーをつけています。色塗りをしているところは視察研修であったり、定例総会であったりですので、外していただきたい。その外で調整を取っていただければと思っています。例年8月までにはそれぞれの委員さんの調整により1度はパトロールを行っていましたが、後の作業がずれ込んで完結しなくなっています。</p> <p>今年に関しては8月上旬までに1回目を行いたいと思っています。地域ごとの農業委員さん推進委員さんで話をさせていただいて事務局に電話していただくようお願いします。その際、地図とリストの方は今年度最新のものでお配りさせていただければと考えております。</p>
田中和委員	地図はいつ完成になりますか。いつにするか委員と話し合いするために必要になります。
事務局	<p>初回の開始時期にと思っています。</p> <p>事前に配ってもらいたいとの意見あり。</p>
田中和委員	6月25日までに作ってほしいです。
事務局	<p>地図の作成はいつでも取り掛かれる状態ですので、配布については今まではパトロールの初日に、皆様にお集まりいただいたときに行っていました。</p> <p>しかし、これでは間に合わないとのことなので、配布方法については検討させていただければと思います。例年より早い段階でお配りさせていただければと思います。</p> <p>郵送なんかで地図を送らせていただくという事になれば、製本してない状態でお送りする状態になってしまうので、扱いづらい物になるので、製本した状態でお配りしたい。</p> <p>配布の方法については、今後検討させていただきたいと思います。</p>
議長	大きい地図なんですよ、航空地図みたいな。一番いいのは次の総会で準備して、皆さんに持って帰っていただくのがいいと思います。
事務局	次の7月になりますけどよろしいですか。
田中和委員	今までは当日の配布でしたので、見方がわかりにくく、時間が遅くなるとみにくくなってきます。
議長	では、早めに作っていただいて、急ぐ方は取り来てもらう、でよろしいですか。
事務局	<p>作成のめどは6月25日でよろしいですか。</p> <p>「それでよい」と呼ぶ者あり。</p>
事務局	6月25日を目安に作成させていただきますので、早目にいる方は事務局にご連絡ください。
議長	少しお時間を借りまして、農業委員会憲章ですけれども、ファイルの一番最後に挟んどいていただければ、毎回持ってこなくていいと思います。ファイルに入れといてください。名前も書いてください。引き続き検討事項です。

事務局	<p>2. 令和元年度県外視察についてですが、資料はありません。口頭だけで説明いたします。視察につきましては、2年間に分けて昨年度と今年度2回に分けて行くこととしております。今年度ですけれども対象の方につきましては、議案書と一緒に案内の方を送らせていただいています。</p> <p>場所ですけれども広島県世羅町と島根県松江市の2か所になっております。行先の候補につきましてはブロック会議を3月までにとの中で、お話しいただいていると思いますが、その中でこういうものが見たいと事務局に報告が上がったものから選らんで、場所につきましては事務局の方で選定しております。</p> <p>議案書の方に欠の確認を入れております。7月14日までの報告期限となっています。回答の方は早めにいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
田中和委員	最終はいつまででいいんですか。
事務局	7月14日が最終となっていますので、よろしくお願いいたします。
田中和委員	体調不良の場合に、極端な場合1カ月・2カ月様子を見ましょうという事が中にはあります。前から決まっていることなので14日までに、1カ月たたない間に自己判断をして、私出席できませんといってもいいんですか。
事務局	昨年ですけれども、行くといわれた方がいらしゃたんですけれども、2・3日前だったか体調不良でという事になりまして、宿の方と話しをしまして、その差額分だけ請求させて頂いた形になりました。
議長	それでは検討事項の続きをお願いします。
事務局	3. 平成30年度鳥取市農業施策に関する意見書の回答についてですが、この回答を令和元年6月4日付でいただきました。今日初めて皆さんの方にお配りしております。
議長	回答についての意見と、次の意見書の作成についての、皆様の意見を伺い出来る時間を持つてと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
山田委員	回答の意見も出すんですね。
議長	そうです。読んでいただいて意見のある方は。意見とあわせながらです。
事務局	<p>4. その他についてですが、2枚物のホッチキスで止めてある資料になります。</p> <p>先月の総会の中で、砂利採取の関係（農地復元）について、作業手順がわかりづらいという事で、農業委員会として共通認識を持っていただけたらと、資料をご準備させていただきました。文字ではいろいろ書いてあるんですけど、1枚目をはぐっていただいた画面の真ん中あたりのイラストですね、2つ図があると思うんですけど、上の部分が平面図、下の部分が断面図になっています。これが砂利採取後の農地復元のイメージ図、完成した時のイメージになります。これは県の方の維持管理課で砂利採取法の担当部署です。砂利採取の手引きとして、見本として作成しているものになります。</p> <p>砂利採取に関しては、採取法4回に渡って行うという事で話をさせていただいてるんですけども、4回のうちの1回目が掘り終わった時に、下の図で行くと一番下の当初砂があった時から掘り終わった時に、1回目の現地確認を行います。</p> <p>2回目地下水線までになるんですけど、下の図で言いますと下層部分、地下水線まで残土を埋め戻された時が、2回目の現地確認になります。</p> <p>3回目としまして、透水層を設置するとき、下の図の中間層、透水層は20メートルおきに2メートル間隔で設置されるものになりますが、水はけが悪くならないように、地下水位線まで水を流しやすくするための中間層の埋め戻しが完了した時が、3回目の現地確認です。</p> <p>最後に4回目ですが上層部分、工作土はもともと現地にあった砂であったりで埋め戻しが完了した時が4回目です。これで4回の現地確認を行うことで実証しています。</p> <p>近年ですと湖東地区で砂利採取が行われ事務局だけで現地確認をしていたが、今後は担当農業委員さん、推進委員さん、と関係機関として、県・東部農林事務所・地元の土地改良区に呼びかけを行い、合同で現地確認を行う。</p> <p>今年の3月頃県の農業会議からガイドラインが示され、一時転用の申請をする場合、終わった後に営農の意思がある。という確約書を取りそれがなければ申請を受け付けない。また、営農の確認のためパトロールや地主への働きかけをしていければと思っています。</p>
議長	ありがとうございました。先回質問が出ておりましたので、担当地区以外の方も共通認識で持っていたらと思います。何か質問がありましたら。

田中和委員	今後はこのように行いますということでしたが、一時転用の許認可についてどの段階で入りますか。1年以内のことにはこれを徹底して行くのですか。
事務局	4回の立ち合いに関しては、鳥取県の維持管理課が示している手引きではなく、鳥取県砂利採取条例の中で4回立ち合いをしないと定められています。 維持管理課の方も農業委員会事務局の方からも、砂利採取業者に対して4回の現地確認は徹底させていただきます。確認のタイミングとしては、砂利採取業者からの報告を受けて現地確認を行うのが本来の流れです。 中には報告のない業者もいるので、それに対しては、日頃のパトロールで確認をした後に、現地確認を行う。直近で言えば、平成30年度に伏野地区で砂利採取の申請があり許可をいただいた案件があったのですが、掘削が完了しましたと業者より報告がありましたので、4回目の1回目を先日終えたところでは。
議長	よろしいでしょうか。はいどうぞ。
小林一委員	砂利採取に関する事項というのは、繰り返し審議されている事なんですけれども、私たちは優良農地を確保するという大きな目的があって、砂利採取後の営農を再開する前提で承認をしていると思います。 営農を再開のために、それを担保するための確約書を作るとおっしゃいました。この確約書はどこまで有効性を持つものでしょうか。 また、違法性を問う事も出来ますか。単なる紳士協定であれば、破るのは簡単なことですよね。
事務局	違法性とまで問えることは、正直ないのかなと思います。 県の方から示されたガイドラインの内容は、確約書を取るのが望ましい。 確約書の提出がない場合、それが違法かという、そうではない。そこは地権者の聞き取りの中で営農の意思の確認をする。出来るのであれば、確約書は必ず必要な書類ではない。と回答ももらっています。 確約書を出していても、農業をされていない。という場合は違法であるとは言いえないと思います。
小林委員	取り組みを変える、しくみをかえる。とお話しがあったように理解したんですが、営農を再開してもらって、優良農地を保持するという大目的と、確保するというのは従前と全く変わらないという事でしょうか。どこがどういう風に修正されるのでしょうか。
議長	今までは必ず確約書を取らなければならないという訳ではありませんでした。 4回のチェックは農業委員・推進委員は必ず立ち会う。これもなかったが、より厳格化して、現地在復元するまでしっかりと見届けて行こうという事です。 それと、復元後の営農もしっかりと農業委員の職務として、パトロールなり、農業者との対話の中でしっかりと係って行こうという、取り決めに鳥取市が行ったところでは。一方的に違法であるとかの基準ではないです。
小林委員	おそらく全国共通の、特に都市化が進んだところは共通した問題と思いますが、営農再開に向けて、経営者に対して執行権のある担保したものとするかというのが、大きな課題であると思いますので、ぜひそこに踏み込んだ変更にするようお願いいたします。 農業委員会としては提起していく必要があると思います。
議長	まさにそうだと思います。川上委員どうぞ。
川上委員	確約書の住所の記載が間違っており、来月にしてはどうですかと当人に話したが、会長が臨時総会で決めていただいた。
議長	貴重な意見だと思います。法的拘束力がないという事がありまして、前回の川上委員のおっしゃられたのは、確約書の住所の記載が間違っており、保留になってしまった案件を、審議のうえでは法的に不備ではない。臨時総会を開かせていただいた経緯があった。こちらのミスだったんですが、住所が間違っていたというケレスミスの所を確認しなければならない。 今後は気を付けたいと思います。

	「正式名称を教えてください。取扱要領とかそんな名称ではありませんか」と呼ぶ者あり。
事務局	砂利採取の手引きになるんですが、正式名称についてはちょっとわかりません。
山田委員	埋め戻すのに不法投棄されたものがあつた。として、湖山池で漁業をされている。もしそこに変なものが埋めてあり、地下水で流れ込むことになれば、決めた人はきちんと調べたかと言われるれると思います。こういうことが絶対にないように地権者の人、地元の人も目を光らせてほしいと思います。
田中和委員	今、山田委員さんが言われたように、工事の廃材は購入したら資源として扱う部分があるという話を聞いた。これを石と認めるのか産廃と認めるのか審議はされてないと思いますが、追及は必要だと思います。 会長は現場に入らせてもらおうと言われましたが、個人の物件にそれだけの権限があるような書類を出してもらえるんですか。
議長	権限としては大丈夫ですので、帽子を被って入ってください。
田中和委員	許可は事務局が取るという事でいいんですか。
事務局	身分証明書は当初にお配りしました。
田中和委員	パトロールする時は、身分証明書・帽子は被っていても、拒否をされた時の権限なんです。
事務局	その時は事務局に一報をいただいて、調整をさせていただいてという事になると思います。
田中和委員	パトロールしている時に拒否されたという事をは事務局に言えばいいんですね。
事務局	そういう事です。
田中和委員	分かりました。
議長	ありがとうございました。様々な意見がありますが、今までの不法投棄であつたり、産廃という理念がありましたが、今後は4回のチェックを皆さんと一緒に担当委員がしっかりと確認をしながら、進めていきたいと思ひます。
田中和委員	今言った、産廃と取るのか資源と取るのか。確認が出来ていないです。県を聞いて、コークスなんかを産廃と取るのかという報告が回つてます。
議長	そのことを確認しといていただけますか。
山田委員	難しい問題です。我々が判断できません。事務局にしろと言つても難しいと思ひます。
川上委員	砂を取つた後、復元して、砂ではなく土に事業変更して、状況が石混じりだったら、どうするか判断に困ります。
香川委員	川上委員さんが言われることはとっても心配なことだと思ひんですけども、地権者が第一です。農業委員がいいとかいけないの判断はしません。砂で耕作すと言つたら、だったら砂です。土だつて言つたら土です。石が混じっていたら、地権者と業者の応援をしてやるのが農業委員であつて、地権者の判断であつて、ここでいい悪いの判断はできません。 今一番心配されるのが、小林委員さんが言われた、優良農地を守るためというのが、農業委員一番の命題だと思ひます。 その中でいろんな業者が賀露地区・湖山地区で砂利採取をやつています。4段階で調査はしますが、結果として悪かつた場合に、そういう業者の情報を集めて、一時転用の許可を出さないという農業委員でなくてはならないと思ひます。

議	長	<p>香川委員ありがとうございました。優良農地を守っていくという事が基本の目的です。川上委員の言われるように、これは復元したと言えるのだろうかという状況で、OKを出すのはよくないと思います。そのあたりをしっかりと協議していきたいと思ひますし、事務局の判断も仰ぎながら法的なこと私たちが知らないことはしっかりと確認しながら進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。その他ありますか。はい、どうぞ。</p>
田中和委員		<p>一番最初に会長と職務代理が、全国農業新聞に出ていましたよ、と言われました。 この中で16名中2名が鳥取市農業委員会の事務局に出ていますよね。県の方から、一番最初に憲章を唱和したんですが、この辺についての違い、そして現場におけるこういう部分がありますよとか、話しとして出てきませんでしたか、来りましたか。 そして会長と職務代理は10人位の行政の方に対しどのような意見を言われたのか。具体的に聞かせてください。</p>
議	長	<p>その時出席されたのは農業会議・農業農村担い手機構・東部農林事務所・県の農林水産部・あと関係者が何名か来られていました。鳥取市農業委員会からは、会長と職務代理と谷口局長・蜂谷補佐・堀係長・川口主事が参加いたしました。 その中で日頃の農業委員会活動の報告がメインだったですけども、例月の会議の運営を審議を重点的にできるように、以前は事務局が全部毎回1号2号3号と1つずつ説明していったのを、これは倉吉市の農業委員会に行って助言をいただいたんですが、なるべく短時間で進むようにという事で、改善したという事を報告しました。 それから、違反転用が鳥取市は数として出していると結果的になっています。他の農業委員会は市町村域の中に2件とか3件としか届け出がない。鳥取市はしっかりと仕事をしていますので、80件位飛び抜けて違反転用の存在の報告をしております、農業会議の会長の方からそこを指摘されておまして、改善をしっかりとしなさい、違反転用が多いじゃないかと、そのあたりの指導をしっかりとやって行く、口頭指導文書での指導等していきます。と報告させていただきました。利用状況調査はもちろん行っている。 常設委員会と言って、鳥取県農業会議と県の会の方に局長が出席していなかったが、今後は出席する。 人・農地プランという5年後の中間管理事業の見直しで、鳥取市もしっかりと取り組んでいます。全地域で全員が参加して、人・農地プランを皆さんにお示ししましたけれど、皆さんの意見を組み込んでプランを作っているというのをとても評価をいただきました。 後、農業委員会便りがもう少し充実した方がいいな。と言われましたので、もう一度考えたいなと思ひています。 憲章の唱和のことはその場では言われておりません。</p>
田中和委員		<p>はい。憲章の中には担い手育成、認定農家、この前の総会の席でも増やしていきますよ。現状維持で行きますよ。農業委員会の2年前には、認定農家になる人が多かった。会長は認定者協議会があれば、参加すると思うんですが、報告がありません。また、2年たって認定農家の申請はないんですか。 もう一つ推進委員を含めて現場を知っている推進員の減員は話し合いをしています。と、聞いています。前回の総会で私は抽象的に話させてもらいましたが、本当に現場の状況を知りえているのか。県と市の関係で全国的に見て改善策はあると思ひます。意見書は出しても鳥取市として部分が見えてこない。国・県に農業委員会として申請をしてください。 我々は11月に琴浦の蔵増議員さんに聞き、皆さんで賛同しましたよね。権利書と意見書の違い。意見書になったら聞いてもらえる回答をもらわなければならない。と説明を受けました。次回検討するんですが、意見書に対する意見の話をする。ことが、今までやった経緯です。 会長がこれを踏まえて行政の意見を聞く機会があればきちんと求めるべきだと思ひます。</p>
議	長	<p>まずは、認定農業者の担い手の件ですけれども、認定農業者の改善計画の新規ではなくて更新の方ですね、こちらの方は農業委員会の会長として見させていただいています。後、意見を送付するという形で問題なければ、経営内容の方を審査するという事をさせていただいています。5月7日に鳥取県の農業委員会の検討会の前にさせていただきました。</p>
田中和委員		<p>よろしいですか。その中で高齢者になったら再認定をしませんという、現場の意見もあるんですけど、何歳からが高齢者で再認定が受けられないのでしょうか。</p>
議	長	<p>特にないと思ひますけれども、法人とかで80台になった方とか、そういう計画書も見ました。特にそれが認定されないという事はないと思ひます。</p>

田中和委員	<p>認定されないじゃなくて、農家一人の分です。この中にも6人くらいいますが、個人が主なんです。それが再認定を受ける前に高齢者だと言われた場合には、拒否はしていないので出したとは聞きましたが、そういう現場の実態もあるんですよ。</p>
議長	<p>局長に話していただきます。</p>
局長	<p>認定農業者についてですけども、個人の方は多くいらっしゃいます。先ほど何歳になったらとお話しがありましたけど、それは個人個人で全然違うだろうと思います。60歳でも体力に眼界がある方、70歳でもバリバリやっておられる方もおられますので、その辺の日々の状態を加味しながら、5年後の計画を作ってもらって、まだ頑張るとい方方には認定を農家として頑張ってください。もう5年後の先は見えないという話しになると今年限りという話しになります。</p> <p>ただ、まだまだ出来そうだなというところがあったら、ここはどうだろうとかお話をさせていただくにしても、無理強いをして認定を続けていただくということは事はございません。できる方はやっていただければいいです。ただ、借入れをしていて認定でなくては駄目だという方は、認定を継続してもらわなくてはダメだという案件は若干あります。それ以外では本人さんのそういったものを加味しながら認定を継続されるなり、そこで終了されるなど判断されれば結構です。</p>
田中和委員	<p>前回の総会の時に上場理事長が、法人の経営の中で給料が払えてない団体があります。と言われました。この法人経営の審査は、法人経営から農業委員会に書類が来るんですよ。それを審査して我々は問題ありませんとした。このような場合に給料が払えてない団体というのをどうとらえるか。が問題です。</p>
議長	<p>どなたか今の見解についてご意見ございますか。</p> <p>「そもそも、農業委員会に関係のある話なのか」と呼ぶ者あり。</p>
議長	<p>様々な疑問等あると思いますが、農業委員会事務局の方調べていただくなり回答が出せるようにしていただきたいと思います。</p>
小林委員	<p>検討委員会というのはいいことです。しかし、議案のようなきっちとした項目を作って、それを審議するとか話し合いますとかしないと、何時間たってもきりがありません。議案に対して推進員の方が一人でも多く出る気になれるような検討委員会にしてほしいと思います。</p>
議長	<p>そうですね。なるべくたくさんの方に来ていただきたいという思いがあるんですけども、これは検討委員会ではなく、検討事項の報告を兼ねた、皆さんが意見があったらいただきたいなというところですので、多くの参加をいただきたいと思います。</p>
会長職務代理者	<p>長時間ありがとうございます。令和元年度第3回鳥取市農業委員会総会定例会を以上を持ちまして閉会といたします。</p>